

第3回長久手市立地適正化計画策定委員会の意見への対応方針

No	発言者	主な意見の概要	対応方針
2 居住誘導区域に関する事項について 3 都市機能誘導区域に関する事項について			
1	松本委員長	居住誘導区域に含まれない区域が小さくて見づらい。	居住誘導区域を見やすく表記するため、A3 サイズで区域設定図を作成しました。 (4. 居住誘導区域の設定 4-3 居住誘導区域の設定 P43)
2	富永氏	高齢者福祉施設や子育て支援施設の定員は、地域の人口に対して十分に確保しているのか。	高齢者福祉施設は、人口に対する施設の充足を担当課に確認しました。 子育て支援施設については、待機児童がゼロではないため、誘導施策に施策を記載しました。 (6. 誘導施策 6-1 居住誘導区域(住宅地形成)に関わる誘導施策 P63)
3	武田委員	公園西駅周辺の都市機能誘導区域に生活交流拠点として「交流」できるような施設の誘導は実現可能なのか。	既存施設の市内立地状況や充足状況を踏まえ商業施設のみを設定しています。 生活交流拠点の拠点形成に向けては、市民の交流促進に向けた施策を誘導施策として記載しました。 (6. 誘導施策 6-1 都市機能誘導区域(拠点形成)に関わる誘導施策 P58～60)
4	武田委員	現状では公園西駅周辺の住民が徒歩圏内で生活を維持するのは難しいのではないかと。スーパーなど生鮮食品を扱う商業施設は誘導しないのか。	スーパーのような身近な商業施設は、人口集積により居住誘導区域全域での分布を図るべきとして整理し誘導施設へは設定しない方針を記載しました。 (5. 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定 5-2 誘導施設の設定 (3) 誘導施設の設定 P49)
5	中居委員	誘導施設の設定の表の対応関係が分かりづらい。	ご意見を踏まえ、都市計画マスタープランに位置付けられた拠点と立地適正化計画に位置付ける都市機能誘導区域の関係性が分かりやすいよう修正しました。 (5. 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定 5-2 誘導施設の設定 (2) 誘導施設の設定方針 P51)

No	発言者	主な意見の概要	対応方針
6	松本委員長	公園西駅周辺の都市機能誘導区域が離れた飛び地となっている。リニモがなければこの区域設定はありえないため、誘導施設にリニモを位置づけても良いのではないかと。位置づけが可能かどうかは国土交通省にも相談するとよい。	リニモを基幹交通とみなし、リニモを中心としたまちづくりを現在まで進めてきたように、既にリニモは本市の都市構造の基幹であることから、特に誘導施設への位置づけは行わないこととしました。 ただ、ご意見のとおり、本市においてリニモは都市構造の基幹を成しているため、「リニモを軸とした持続可能な都市づくりに向けて」リニモ駅周辺で拠点形成を図っていく旨を追記しました。(3. 立地適正化に関する方針 3-1 まちづくりのねらい P31)
7	武田委員	公園西駅周辺都市機能誘導区域の誘導施設に公園を位置づけてはどうか。	誘導施設として位置づけた公園は、多くの利用者が見込まれることやにぎわい創出の場として活用されていることを前提としています。公園西駅周辺の緑地・公園については、香流川への親水等を目的に整備したものであり、上記のような公園とは異なることから、今回誘導施設に位置づけていません。
8	鈴木委員	東部は子育て世代が新しく増えた地域であり、そこも子育て支援施設が充足しているという整理には違和感がある。	本計画においてはあくまで概ね徒歩圏に施設が立地しているという視点での充足しか整理をしていなかったため、子育て支援施設について、担当課に利用者ベースで確認をしたところ、待機児童がゼロではないため、誘導施策に施策を記載しました。 (6. 誘導施策 6-1 居住誘導区域(住宅地形成)に関わる誘導施策 P63)
9	伊藤委員	立地適正化計画において、大型商業施設が各エリアに点在している方が利便性は高くなるようだが、都市の中において個人商店はどのような位置づけになるのか。	都市機能誘導区域に限らず、身近な生活サービス施設は市街地全体での立地を促進する方針です。市民にも分かりやすいよう商業施設の分布イメージを追加しました。 (5. 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定 5-2 誘導施設の設定 (3) 誘導施設の設定 P49)

No	発言者	主な意見の概要	対応方針
10	吉村委員	都市機能誘導施設が誘導型と維持型に分かれている点に分かりにくいのだと思う。都市機能誘導区域の店舗面積による分類についてもわかりやすく記載できると良い。	商業施設の規模による誘導の方針の違いや分布イメージを追記しました。 (5. 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定 5-2 誘導施設の設定 (3) 誘導施設の設定 P49)
4 誘導施策について			
11	富永氏	資料8ページ、居住誘導区域(住宅地形成)に関わる施策に、老朽化が進む都市施設の計画的な改修についての記載があるが、6ページの都市機能誘導区域(拠点形成)に関わる施策には記載がない。両方に記載した方が良い。	都市機能誘導区域は居住誘導区域に含まれるため、居住の前提となるような施策は居住誘導区域で記載します。 公共交通については、人の移動しやすさに関する施策についても合わせて記述することとし、各項目で記述する内容について精査しました。 (6. 誘導施策 6-1 都市機能誘導区域(拠点形成)に関わる誘導施策 P56~67)
12	松本委員 長	10ページの公共交通について、立地適正化計画全体に関わる施策も有りうる。整理の仕方を考えるとよい。	
13	中居委員 委	公共交通に関わる施策は歩行者や自転車なども含む交通全般で書いた方がよいのではないか。	
14	吉村委員	イメージについて、都市機能誘導区域は拠点ごとの4つの図を描けると思う。居住誘導区域は世代によってイメージ図をかき分けると良い。公共交通は駅前空間の使い方についても図にすると良い。	ご意見を踏まえて、引き続きイメージ図への書込みを検討します。
5 その他			
15	吉村委員	ワークショップで出たアイデアなどを計画や施策に反映できると良い。	各施策毎に作成しているまちづくりイメージへの反映を検討します。 (6. 誘導施策 6-1 都市機能誘導区域(拠点形成)に関わる誘導施策 P56~67)
16	吉村委員	長久手市民にとって、立地適正化計画が身近なものになるようにサブタイトルがあっても良いかもしれない。	計画のサブタイトルについて検討します。